三　事業施行期間　自平成八年十月三十一日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成八年建設省告示第二千二十号、平成十五年関東地方整備局告示第七十七号、平成二十年関東地方整備局告示第三十八号及び平成二十五年関東地方整備局告示第百二十三号の事業地のうち字木村通を字本村通に改める。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一
一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百五十六号松戸都市計画、柏都市計画、流山都市計画、我孫子都市計画、鎌ケ谷都市計画及び印西都市計画下水道事業手賀沼流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十五日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一
一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千二百五十八号沼田都市計画及びみなかみ都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（奥利根処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十年九月二十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一
一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千九百二十三号前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、富士見都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（県央処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十三年十二月二十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一
一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千八百十七号桐生都市計画及びみどり都市計画下水道事業東毛流域下水道（桐生処理区）
三　事業施行期間　自平成四年十一月十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一
一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第百十八号鎌倉都市計画道路事業三・二・一号横浜藤沢線
三　事業施行期間　自平成二十一年三月二十五日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一
一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百七十一号鎌倉都市計画道路事業三・五・七号腰越大船線及び三・五・十号大船停車場小袋谷線
三　事業施行期間　自平成十八年十二月二十八日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
幸手市北二丁目三一七五番一二から同市北二丁目三一四四番一四まで	前	一四・四八メートル	一〇〇・〇一キロメートル
	後	一四・四八～一六・五三メートル	一〇〇・〇一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所